**2021年度 実践的英語体験活動推進事業（グローバル体験プログラム）**

**事業委託仕様書**

**１　事業名**

実践的英語体験活動推進事業（通称：グローバル体験プログラム）

**２　事業目的**

大阪府では、大阪府内に所在する高等学校等の生徒及び中学３年生を対象に、実践的な英語体験を実施し、参加する生徒の海外への興味や、外国人と英語でコミュニケーションをとることの必要性に気付かせるとともに、インバウンド旅行客をはじめ外国人に対し、大阪の魅力を伝えたり、困っている方に積極的に声をかけることができるなど、自然に英語で交流を図ることができるコミュニケーション感覚・能力を育成し、大阪が国際競争に勝ち抜くために必要な将来のグローバル人材となり得る層の裾野を拡げることをめざす。

**３　契約期間**

令和３年４月1日から令和４年３月31日まで（予定）

**４　履行場所**

大阪府内

**５　委託上限額**

7,800千円（消費税及び地方消費税を含む）

**６　企画提案を求める事項**

1. 実施体制
2. スケジュール
3. 参加生徒募集
4. カリキュラム
5. 評価体制
6. **実施体制**

本事業を効果的かつ円滑に実施できる具体的な実施体制を提案すること。

【留意事項】

・人員配置…配置する人員やスキル（業務経験や年数、類似事業での実績等）を明示すること。

 　　　　　　　外国人スタッフを配置すること。

・危機管理体制…参加する生徒の安全を確保するための対応方法や体制等について明示すること。

・感染症対策…プログラム実施にあたり、府または国の示すガイドラインに沿って新型コロナウイルス等感染症対策を行い、内容について明示すること。

・過去の類似事業実績（現場での経験等）がある場合は、応募書類の様式４「類似事業実績申告書」にて明示すること。

**（２）スケジュール**

以下（３）参加生徒募集及び（４）カリキュラムについて、事業を計画的かつ効果的に実施できるよう、スケジュールを作成・提案すること。

**（３）参加生徒募集**

「７（１）参加生徒募集」を参照し、参加生徒の募集方法を提案すること。

**（４）カリキュラム**

「７（２）プログラムの実施」を参照し、模擬施設や、外国人スタッフの活用などにより、実践的な英語体験を行う具体的なカリキュラムを提案すること。

なお、提案にあたっては実施予定団体数を明記すること。また、使用するテキスト等のサンプルを添付すること。

**（５）評価体制**

「７（３）効果検証・評価」を参照し、プログラムの効果検証、評価を行う体制を具体的に提案すること。

**７　委託事業の内容**

1. 参加生徒募集
2. プログラムの実施
3. 効果検証・評価
4. **参加生徒募集**

・ 以下の「参加生徒募集概要」を参照し、参加生徒の募集を行うこと。

・ 本事業専用のウェブページを立ち上げ、参加生徒募集に係る案内を行うこと。

・　広く本事業の広報を行い、募集定員に達する参加生徒を確保すること。

・　高校等の生徒については、当該高校等単位での申込・参加を基本とすること。

・　中学校等の生徒については、当該中学校等単位での申込・参加を基本とするが、個人での申込・参加も可能とすること。

・　申込みについては、先着順の受け付けとすること。

（参考）参加生徒募集概要（予定）

1. 対象者
	1. 大阪府内に所在する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程（以下「高校等」という。）に在学中の生徒
	2. 大阪府内に所在する中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部（以下「中学校等」という。）の第3学年に在学中の生徒
2. 募集定員　2,000名（但し、①1,500名、②500名を目処とする。）
3. **プログラムの実施**
	* 1. **プログラムの運営について**

・ 参加する生徒が通いやすく利便性・安全性が高い会場を確保すること。

・ １レッスン120分以上とすること。

・　新型コロナウイルス等感染症対策（会場等の3密対策、スタッフ及び参加生徒等のマスク等着用、検温、手指の消毒等）を徹底すること。

* 1. **プログラムの内容について**

**・** 模擬施設や外国人スタッフの活用などにより、実践的な英語体験活動を行うこと。

・ 次の２つの観点を盛り込んだ内容とすること。

▷ 海外への興味を引き出すとともに、自己の考えや大阪の魅力を伝えることができる。

▷ 英語でのコミュニケーションの楽しさや必要性に気付かせるとともに、自然に英語で外国人と交流できるコミュニケーション能力が育成される。

・ 参加する生徒に対し、外国人スタッフがマンツーマンに近い形で指導・サポートし、英語だけを使用する環境となるよう工夫すること。

・　参加する生徒の英語レベルに配慮すること。

・ 英語体験の効果を高めるとともに、参加後の振り返りができるような教材を用意すること。

* 1. **留意事項**

・ 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。

・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

・ 受託者は、具体的なプログラムの内容について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定すること。

・ 受託者は、事業開始時までに業務実施計画書を大阪府に提出すること。

・ 事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。

・ 受託者の管理下にある間、参加生徒に生じる可能性のある急激かつ偶然な外来の事故に備え、傷害保険に加入するなど安全を確保できる体制をとること。

・ 参加する生徒が1,600名に満たなかった場合は、契約金額を定員2,000名で除した額に、1,600名と参加生徒数の差数を乗じた額を委託費から減額する。

**（３）効果検証・評価**

・　本事業の目標は以下のとおりとする。

参加生徒が海外に関心を持った割合：95％以上

参加生徒が英語を習得しようと思った割合：95％以上

プログラムの参加校数：50校以上

・　参加した生徒、教員等に対し、本事業の目標を踏まえたアンケート調査を実施するとともに、参加校に

対しては、プログラム修了の1か月後を目安に、参加した生徒の英語習得への意欲や取組む態度などがどのように変化したかを確認するアンケート調査を実施し、これら調査の結果をとりまとめ、事業の効果検証・評価を行うこと。

**８　事業完了後に大阪府へ提出するもの**

受託者は、事業完了後、事業完了報告書及び成果物として本事業で作成したプログラム等（印刷物・データ等）一式を紙形式とPDFファイル形式の電子データで大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

**９　著作権等の取り扱い**

・ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は大阪府が保有する。

・　成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

・　納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

**10　再委託について**

採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア　業務の主要な部分を再委託すること。

イ　契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ　公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。

エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

**11　個人情報の取扱いについて**

個人情報の取扱いについて、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）第49条第２項に基づく事業者指針（平成18年5月9日大阪府告示第1075号）を参考に適切に行うこと。

**12　その他**

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。